

「アイヌの政策のあり方に関する有識者懇談会」報告書について

「世界先住民族ネットワーク A I N U」の右報告書に対する見解

1. はじめに

2008年6月6日に「アイヌ民族を先住民族とすることを求める決議」が国会で決議されたの機に同年8月11日から10回に及ぶ右懇談会の開催と3回に及ぶ見地視察を終えて、報告書をまとめられた8名の右懇談会委員には敬意を表します。

2. 歴史的に認識とアイヌ民族施策について

旧石器時代から近現代までのアイヌ民族に関する歴史を丁寧に述べている点については評価出来る。しかしながら、日本において成立した近代国家である明治政府が執ってきた「アイヌ民族政策」に関する反省や責任が充分述べられていない。例えば、同報告書の14ページには『明治16（1883）年に根室県が明治18（1885）年に札幌県が相次いで「旧土人救済方法」を定めて大規模な勸農政策を展開した。—中略—しかし、官の指導が廃止された後には大半の農地が荒廃してしまい、もともと狩猟採集民族であるアイヌの人々の多くは農業を生業とする生活を行うまでには至らなかった。』とされている。また、同報告書の15ページには、『明治32（1899）年、「北海道旧土人保護法」が施行される。』とされているが、土地の無償下付や土人学校の設置等が記されているが、これらの政策に対する効果や責任については言及されていない。

先住民族という概念はきわめて政治的なものあり、単にある地域に居住していた時期が早いか遅いかという時間的な後先ではない。上村英明氏の定義によると「近代国家が成立する時点において、合意なしに国家に統合され、現在被支配者的立場に置かれ、かつ固有の民族としての人権が充分保障されていない人々」とされている。この定義から考えても近代国家として成立した明治政府は、アイヌ民族に対して執ってきた政策に関しては責任があり、その総括と新しい政策が必然的に求められるものである。この点に関する言及が足りないと考える。

3. 今後のアイヌ政策のあり方について

同「報告書」の24ページには「これらのことから、アイヌの人々は日本列島北部周辺、とりわけ北海道の先住民族であると考えられることができる。」としている点は評価できる。もう一歩進めて、「日本における先住民族」と断言して欲しかった。

また、同「報告書」24ページには「すなわち、今後のアイヌ政策は、国の政策として近代化を進めた結果、アイヌ文化に深刻な打撃を与えたという歴史的経緯を踏まえ、国には先住民族であるアイヌの文化の復興に配慮すべき強い責任があるということから導き出されるべきである。」としている。このように国の責任を明確にした事は評価できる。

ただし、アイヌ文化の範囲については「ここでいう文化とは、言語、音楽、舞踊、工芸等に加えて、土地利用の形態をなどを含む民族固有の生活様式の総体という意味で捉えるべきであって、文化の独自性という場合には、そのような広い視野が必要であると考えられる。」としている。「先住民族の権利に関する国際連合宣言」の第25条26条には先

住民族の土地に関する権利と地下資源に関する権利の規定がなされているが、アイヌ民族の土地や資源に関する権利は、土地の利用権以外は何ら触れられていないのが残念である。

4. 具体的な政策について

アイヌ民族に対する国民の理解促進のため、同「報告書」の31ページには「このためには、アイヌの歴史、文化等について教育課程等を通じて国民が正しく理解し、我が国にアイヌという民族やアイヌ文化が存在することの価値を認識することがきわめて重要である。」としている。この点は評価出来る。経済的自立のために「伝統的なアイヌの工芸品等に関する工芸技術の向上や販路拡大、アイヌ・ブランドの確立、アイヌ文化の適切な観光資源化や観光ルート化、アイヌ文化をテーマにした観光産業振興に資する国内外へのプロモーション等に取り組むことが必要であり、これらに対する支援の充実強化が求められる。」としている。この点も評価できる。

同「報告書」の40ページには「具体的には、アイヌ施策を総合的に企画・立案・推進する国の体制の整備やアイヌの人々の意見を踏まえつつアイヌ政策を推進し、施策の実施状況を等をモニタリングしていく協議の場等の設置が必要である。」としている。これに関しては、「世界先住民族ネットワーク A I N U」は政府に「アイヌ民族局（仮称）」の設置ならびにアイヌ民族側には「アイヌ民族代表機関（仮称）」の設置を求めているが、その実現が早期になされることを期待する。

また、同「報告書」の40ページには「なお、国会等におけるアイヌ民族のための特別議席の付与については、国会議員を全国民の代表とする憲法の規定等に抵触すると考えられことから、実施のためには憲法の改正が必要となろう。」としている。この点に関しては、憲法を速やかに改正し、先住民族であるアイヌ民族の意見が国会で反映させるためにもアイヌ民族には特別議席が与えられるべきであると考ええる。

5. その他

いわゆる「北方領土問題」に言及していない点は残念である。クリル諸島（旧千島）の真の主権者はアイヌ民族であるから国際法や「先住民族の権利に関する国際連合宣言」27条などを根拠にアイヌ民族に返還されることを求めたい。

2009年8月4日

「世界先住民族ネットワーク A I N U」

代 表 萱野志朗

事務局長 秋辺日出男

以上。